

# あいしょう

2018 **12**月号

# おしらせ版

編集・発行 愛荘町役場みらい創生課 ☎0749(42)9046 FAX 0749(42)7377 ✉seisaku@town.aisho.lg.jp

地域でがんばる皆さんを応援します

## 地域支え愛ポイント制度に登録しませんか

町では、多くの皆さんが福祉のまちづくりについて高い関心を持ち、地域できめ細やかな支えあい活動が展開できるまちづくりを推進するため、地域支え愛ポイント制度を実施しています。

ボランティア活動者として登録し、対象事業の活動を行うとポイントが付与され、一定のポイントに達すると、町の特産品等や現金に交換、または寄付することができます。

この機会に、ボランティアを始めてみませんか。

ポイントが付与していただける受入機関（福祉施設や地域サロン等）も常時受付中！

### 対象者

●18歳以上。町内、町外在住は問いません。

### ポイント付与の対象事業等

- 町が認めた施設（受入機関）での活動。  
介護施設、福祉施設、子育て支援センター、障がい施設、幼稚園、保育園、小学校、図書館等で、利用者との歓談や、清掃作業、配膳、散歩の付き添い、芸能活動など。
- 生活・介護支援サポーターとして、介護予防啓発活動や、介護予防教室などのお手伝い。
- 地域サロン。

### ポイントの付与について

- ポイントは町が認めた活動を行う施設から付与されます。
- ポイントは4時間未満が100ポイント、4時間以上は200ポイントとします。

### ポイント制度の流れ

- ①町社会福祉協議会で、活動者として登録申請をします。
- ②登録したら、窓口でポイントカードと受入機関（活動を行う施設）一覧表を受け取ります。（活動内容や制度の仕組みを説明します。）
- ③登録者は、活動したい受入機関に連絡して、ボランティア活動を行います。
- ④受入機関は登録者の活動に基づき、ポイントシールを交付します。
- ⑤3,000ポイントまたは5,000ポイントが貯まったら、役場福祉課でポイント交換手続きをします。
- ⑥町から、換金もしくは、特産品等をお渡しします。

### ポイントの交換

- ポイントは、3,000ポイントまたは5,000ポイントで以下のものと交換または基金に寄付できます。
- ★愛荘町特産品  
(3,500円相当分または6,000円相当分)
- ★けんこうプール利用券  
(3,500円相当分または5,500円相当分)
- ★湖東三山館あいしょう利用券  
(3,500円分または5,500円分)
- ★現金 (3,000円または5,000円)
- ★福祉・保健基金に寄付  
(3,000円または5,000円)

★ポイント制度の登録は  
社会福祉協議会へ  
★ポイントの交換は  
福祉課へ お願いします



☎ 町社会福祉協議会 42-7170 FAX 42-7178  
町福祉課 42-7691 FAX 42-5887

